

野菜対策事業業務方法書
(特定野菜等供給産地育成価格差補給事業)

令和5年度

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会

野菜対策事業業務方法書 (特定野菜等供給産地育成価格差補給事業)

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会定款第4条の規定に基づき、公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会(以下「協会」という。)が行う野菜対策事業業務方法書(特定野菜等供給産地育成価格差補給事業)に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁、その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ能率的に運営するものとする。

(業務)

第3条 協会は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等(特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知)の定めるところにより沖縄県知事の選定した対象産地の区域内で生産されるものに限る。以下同じ。)の出荷に関し特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の第3の3の(3)に規定する共同出荷組織(以下単に「共同出荷組織」という。)との間に直接又は間接の委託関係(共同出荷組織に対してされた区域内対象特定野菜等の出荷の委託(共同出荷組織に対して、区域内対象特定野菜等の出荷を委託した者に対してされた当該区域内対象特定野菜等の出荷の委託及び当該区域内対象特定野菜等につき順次された出荷の委託を含む。以下同じ。)によるものをいう。)にある生産者又は実施要領第3の3の(4)に規定する相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、当該共同出荷組織に対して価格差補給交付金を、当該相当規模生産者に対して価格差補給金(以下「価格差補給交付金等」という。)を交付する事業(以下「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」という。)を行う。

(対象市場群)

第4条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象市場群は、別表の対象特定野菜等欄の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

第5条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象出荷期間は、別表の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

(業務対象年間)

第6条 協会は、別表に掲げる対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間により定まるこれらの表に掲げる業務対象年間について業務を行うものとする。

2 協会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための準備金(以下「交付準備金」という。)が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、その他やむを得ないと認められる場合には、沖縄県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

第2章 価格差補給交付金及び補給金の交付

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第7条 共同出荷組織又は相当規模生産者(以下「共同出荷組織等」という。)は、別表に掲げる業務区分(以下単に「業務区分」という。)ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前までに様式第1号の申込書により申込みものとする。この場合において、共同出荷組織等は別表に掲げる最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約(以下「特例45」という。)、最低基準額の11分10に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約(以下「特例50」という。)又は最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約(以下「特例60」という。)の締結を申込みすることができるものとする。

2 協会は、前項による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

(負担金)

第8条 協会は、前条第2項の規定により共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等に負担金(以下単に「負担金」という。)を負担させるものとする。

2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに別表の資金造成単価(特例45にあっては、この額の5分の7に相当する額、特例50にあってはこの額の5分の6に相当する額、特例60にあってはこの額の5分の4に相当する額。)に前条第1項の申込書に

記載した交付予約数量を乗じて得た額に、別表に掲げる負担割合を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等に係る負担金の額は、この額から理事長が県知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

- 3 1及び2の拠出された負担金は、原則として業務対象出荷年間内は返還しないものとする。ただし、農業経営収入保険に関する負担金等の返還については、この限りではない。
- 4 共同出荷組織等は、負担金の全額をこの価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始前{その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日}までに納入するものとする。
- 5 協会は、第1項の規定により共同出荷組織等に負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等に様式第2号の納入通知(兼請求)書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加)

第9条 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、様式第3号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加を申し込むことができる。

- 2 前2条の規定は前項の申込みについて準用する。この場合において、第7条第1項中「価格差補給交付金等を受けようとする最初の年」とあるのは「第9条第1項の規定により増加の申込みをした交付予約数量の増加分について価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」と前条第2項中「前条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第9条第2項において準用する前条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の減少)

第10条 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法(昭和22年法律第185号)第177条に規定する農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)の保険関係成立に係る、交付予約数量の減少を申し込むことができる。

- 2 前項の申込期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までに申し込むものとする。第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第3号の申込書を提出して、その通知に係る同条第2項の申込書に記載した交付予約数量の減少を申し込むことができる。

(延滞金)

第11条 協会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日から、その納入を終了する日の前日までの日数により年利7.85%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第12条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第13条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第7条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等(協会が沖縄県知事の承認を受けて定める規格に適合するものに限る。以下同じ。)の旬別の加重平均販売価額に相当する額(以下「旬別平均販売価額」という。)が、別表に掲げる保証基準額(以下「保証基準額」という。)を下回った場合に共同出荷組織等に対し行うものとする。

2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで、及び21日から31日(その月の末日が28日である月については28日、その月の末日が29日である月については29日、その月の末日が30日である月については30日)までをそれぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する日数が7日未満である旬の当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

(価格差補給交付金の金額)

第14条 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと共同出荷組織等ごとに価格差補給交付金単価に、当該共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該旬別の価格差補給交付金単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜の数量(その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜の数量で除して得た数値に当該共同組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量)を乗じて得た金額の合計額とする。

2 前項の旬別の価格差補給交付金単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額(旬別平均販売価額が別表に掲げる最低基準額(特例45にあってはこの額の11分の9に相当する額、特例50にあってはこの額の11分の10に相当する額、特例60にあってはこの額の11分の12に相当する額)を下回ったときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第15条 共同出荷組織等は、仕切書等(買付計算書を含む)を業務対象出荷期間の終了後 10 日以内に協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された仕切書等に基づき、前 2 条の場合における対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

(旬別平均販売価額の通知)

第16条 協会は、業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、対象特定野菜等の出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定し、その結果を関係共同出荷組織等及び沖縄県知事に通知しなければならない。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第17条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から 10 日以内に、様式第 4 号の交付申請書により申請するものとする。

(価格差補給金の一部交付等)

第18条 協会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 故意又は過失により第 7 条第 1 項の申込書に不実の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 仕切書の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 交付を受けた価格差補給交付金等について補給金の交付を怠ったとき。

(補給金の交付)

第19条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第 13 条第 1 項の委託に係る生産者に対して(生産者の直接委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して)その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、補給金を交付しなければならない。

2 共同出荷組織は、補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、様式第 5 号の報告書によりその交付の結果を協会に報告しなければならない。

3 相当規模生産者は、補給金を受領したときは、遅滞なく別紙様式第 5 号の報告書により協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第20条 協会は業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が別表の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差

し引いて得た額)を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

(交付準備金)

第21条 協会は、業務区分ごとに、第8条第1項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び沖縄県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

(資金の管理)

第22条 資金は、業務区分ごとの勘定に区分して経理するものとする。

2 業務区分ごとの勘定においては、業務区分ごとに共同出荷組織等の納付した負担金、価格差補給交付金等に充てるものとして受け入れた金銭を経理する。

(勘定間の融通等)

第23条 協会は、一つの業務区分ごとの勘定において当該勘定に係る交付準備金に不足を生じるときは、沖縄県知事の承認を得て当該勘定に対して他の業務区分ごとの勘定に属する交付準備金を融通することができる。

2 業務区分ごとの勘定から生ずる果実は、特別交付準備金に繰り入れるものとする。
3 特別交付準備金は、本会の活動に必要な経費に充てることができる。

第3章 雑 則

(報告の徴収)

第24条 協会が必要があると認めるときは、共同出荷組織等から対象野菜の生産出荷状況、その他必要な事項について報告を徴することができる。

附 則

この業務方法書は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
2 業務方法書第7条の規定による価格差補給交付金等の交付に関する申込み及び申込の承諾の締結期間が既に経過している業務区分については、第7条の規定にかかわらず別に知事が定める日によって行なったものとみなす。

附 則 (平成19年9月14日付け沖縄県指令農第754号承認)

1 この業務方法書は沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成19年8月31日以降に業務方法書第7条の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関

する申込の期限となる業務区分及び同条による申込みの期限が同日前である業務区分のうち、平成 20 年 4 月 1 日以降に出荷を行う業務区分について適用する。

- 2 申込の期限が平成 19 年 8 月 30 日以前である業務区分のうち平成 20 年 3 月 31 日までに出荷開始する業務区分については、なお従前の例による。

附 則 (平成 21 年 8 月 6 日付け沖縄県指令農第 810 号承認)

- 1 この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 業務方法書第 7 条の規定による価格差補給交付金等の交付に関する申込み及び申込の承諾の締結期間が既に経過している業務区分については、第 7 条の規定にかかわらず別に知事が定める日によって行なったものとみなす

附 則 (平成 22 年 7 月 27 日付け沖縄県指令農第 792 号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 7 月 22 日付け沖縄県指令農第 694 号承認)

- 1 この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行する。
- 2 業務方法書第 7 条の規定による契約の締結に係る対象出荷期間の開始の日が平成 23 年 9 月 30 日以前である業務区分については、改正前の業務方法書を適用する。

附 則 (平成 25 年 7 月 22 日付け沖縄県指令農第 1032 号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 8 月 12 日付け沖縄県指令農第 1306 号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 7 月 22 日付け沖縄県指令農第 176 号承認)

- 1 この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行する。
- 2 業務方法書第 7 条の規定による契約の締結に係る対象出荷期間の開始の日が平成 27 年 9 月 30 日以前である業務区分については、改正前の業務方法書を適用する。

附 則 (平成 28 年 7 月 19 日付け沖縄県指令農第 746 号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 7 月 12 日付け沖縄県指令農第 764 号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 29

年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年8月20日付け沖縄県指令農第908号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月25日付け沖縄県指令農第734号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年7月1日付け沖縄県指令農第945号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年1月14日付け沖縄県指令農第36号承認)

- 1 この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行する。
- 3 業務方法書第7条の規定による契約の締結に係る対象出荷期間の開始の日が令和3年9月30日以前である業務区分については、改正前の業務方法書を適用する。

附 則 (令和4年7月15日付け沖縄県指令農第991号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年7月18日付け沖縄県指令農第1056号承認)

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 表

業務区分			業務対象年間	保証 基準額 (円銭/kg)	最低 基準額 (円銭/kg)	資金 造成単価 (円銭/kg)	
対象野菜	対象市場群	対象出荷期間					
にがうり	関東 ブロック	4月1日～5月31日	令和5年4月1日～ 令和7年5月31日	363.00	249.76	90.59	
		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	271.00	186.49	67.61	
	東海 ブロック	4月1日～5月31日	令和5年4月1日～ 令和7年5月31日	342.00	235.33	85.34	
		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	265.50	182.60	66.32	
	近畿 ブロック	4月1日～5月31日	令和5年4月1日～ 令和7年5月31日	351.50	241.64	87.89	
		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	256.00	176.17	63.86	
	九州 ブロック	4月1日～5月31日	令和5年4月1日～ 令和7年5月31日	299.00	205.60	74.72	
		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	193.50	133.02	48.38	
	沖縄 ブロック	4月1日～5月31日	令和5年4月1日～ 令和7年5月31日	229.00	157.49	57.21	
		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	204.50	140.49	51.21	
	オクラ	関東 ブロック	6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	612.00	420.81	152.95
		東海 ブロック	6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	614.00	422.29	153.37
近畿 ブロック		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	617.50	424.40	154.48	
中国 ブロック		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	577.50	397.05	144.36	
四国 ブロック		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	564.00	387.81	140.95	
九州 ブロック		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	541.50	372.42	135.26	
沖縄 ブロック		6月1日～9月30日	令和5年6月1日～ 令和7年9月30日	304.50	209.47	76.02	

(負担割合)

国1/3以内、沖縄県1/3以内、共同出荷組織等1/3以上(共同出荷組織等負担の1/2以内は市町村負担)

特定野菜等価格差補給交付金交付申込書

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 殿

令和 年 月 日

共同出荷組織
代表者名

㊞

貴協会の業務方法書を承知の上、下記に掲げる業務区分により、価格差補給交付金の交付を受けたいので申し込みます。

記

業務区分			交付予約数量
対象野菜	対象市場群	対象出荷期間	
			t

特定野菜等負担金納入通知(兼請求)書

殿

沖園振基協第 号
令和 年 月 日

沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1
公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 ㊟

公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会野菜対策事業業務方法書
(特定野菜等供給産地育成価格差補給事業)の第8条に基づく負担金は
下記のとおりになりますので通知します。

記

1. 業務区分

(1) 対象野菜

(2) 対象市場群 ブロック

(3) 対象出荷期間 月 日 ~ 月 日

2. 交付予約数量(トン) t

3. 納入金額 円

4. 納入期限 令和 年 月 日

5. 納入方法

(注)

納入期限までに振込みがない場合は、未納入の金銭に7.85の割合で計算した額の延滞金を納めて頂くこととなりますので、納入期限を守って下さい。

特定野菜等価格差補給交付金交付予約数量増加(減少)申込書

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 殿

令和 年 月 日

共同出荷組織
代表者名

㊞

貴協会の業務方法書を承知の上、下記に掲げる業務区分により、交付
予約数量を増加(減少)したいので申込みます。

記

業務区分			既予約数量	増加(減少) 申込数量
対象野菜	対象市場群	対象出荷期間		
			t	t

•増加(減少)申込みの理由

特定野菜等価格差補給交付金交付申請書

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 殿

令和 年 月 日

共同出荷組織
代表者名

印

貴協会の業務方法書第17条の規定により、下記のとおり価格差補給
交付金の交付を申請します。

記

1. 価格差補給交付申請額 円

2. 業務区分及び交付数量等

業務区分			交付対象数量	交付申請額
対象野菜	対象市場群	対象出荷期間		
			kg	円

3. 振込先

価格差補給金交付報告書

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 殿

令和 年 月 日

共同出荷組織
代表者名

㊞

貴協会の業務方法書第19条の規定により、下記のとおり価格差補給
交付金の交付を完了したので報告します。

記

1. 業務区分及び交付報告

業務区分			補助金受領額	受領年月日
対象野菜	対象市場群	対象出荷期間		
			円	

2. 交付経過

対象産地名	補助金交付額	補助金交付対象 生産者数	補助金交付 終了年月日